平成２１年（フ）第３２７号
静岡県焼津市大住357番地の１　グランドゥール中野205
債務者　望月　正樹
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９１号
静岡県藤枝市城南２丁目２番地の66
債務者　松浦　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７９号
静岡県御前崎市御前崎117番地の23、前住所　静岡県御前崎市御前崎4407番地
債務者　増田　　卓
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７６号
静岡県藤枝市善左衛門３丁目28番地の２
債務者　大畑　房子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８２号
静岡市清水区南矢部975番地
債務者　岡田真理子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８４号
静岡県焼津市五ケ堀之内1536番地の１
債務者　池谷あさ子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８６号
静岡県牧之原市静波1062番地５
債務者　中川ふじ江
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８９号
静岡市清水区小河内87番地
債務者　上倉　賢太
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９１号
静岡県藤枝市仮宿1332番地の４
債務者　鈴木　健司
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００号
栃木県那須塩原市折戸99番地７
債務者　郡司　朋子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２０２号
広島県福山市丸之内１丁目２番７―506号
債務者　阿草　操子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７２７４号
東京都北区中十条３丁目30―12―101
債務者　飯塚　　努
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２８９号
静岡市清水区河内1311番地
債務者　竹澤　富江
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後１時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９７号
青森市新田１丁目11番21号　シャガール新田Ｂ―102
債務者　小田桐辰巳
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
青森市新田１丁目11番21号　シャガール新田Ｂ―102
債務者　小田桐みね子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係